

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	認定放送持株会社等に適用される衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則の緩和		
担当部局	総務省 情報流通行政局衛星・地域放送課	電話番号: 5799	e-mail:h.naganuma@soumu.go.jp
評価実施時期	令和6年4月		
規制の目的、内容及び必要性等	【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 現在、基幹放送においては、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、放送法(昭和25年法律第132号)第93条第1項第5号、同法第162条第1項、電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項第4号でその基準(マスメディア集中排除原則)を規定している。具体的には、一の基幹放送事業者が二以上の基幹放送を行うこと(兼営)のほか、基幹放送事業者が支配関係を有する者を通じて二以上の基幹放送を行うこと(支配)を原則として禁止することで、放送の多元性・多様性・地域性を確保することとしている。 他方、放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)で規定する要件を満たす場合には、複数の基幹放送の業務の兼営・支配が可能となっている。 衛星基幹放送については、当該要件として、以下のとおり使用可能なトランスポンダ(※)の数の上限が規定されている。 ・ 超高精細度テレビジョン放送(4K・8K番組)に使用するトランスポンダ数の合計が4を超えないこと ・ 超高精細度テレビジョン放送以外(SD・HD番組)に使用するトランスポンダ数の合計が4を超えないこと ・ 支配関係を有する者等に地上基幹放送の業務を行う者が属する場合は、衛星基幹放送の業務を行う者が、BS放送の業務を行わず、かつ、CS放送の業務に使用するトランスポンダ数の合計が2を超えないこと。ただし、認定放送持株会社の傘下の場合には、BS放送の業務に使用するトランスポンダ数の合計が超高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送以外の衛星基幹放送のそれぞれで0.5を超えず、かつ、CS放送の業務に使用するトランスポンダ数の合計が2を超えないこと。 (※)人工衛星に搭載されている、衛星放送の電波を地上に送信する装置のこと。BS放送の場合、1つのトランスポンダで、HD番組を3～4番組、4K番組を3番組放送することが可能。) 放送をとりまく環境が大きく変化する中、総合放送から専門性の高いチャンネルまで多様な放送番組を提供する衛星放送は、インターネット動画配信等のサービス進展によって激しい市場競争にさらされており、衛星基幹放送の業務を行う者の経営環境は今後も厳しさを増していくことが見込まれ、現行の規制による制限が、かえって放送の多元性等を損なうことも想定される。ついては、上記の状況をベースラインとする。 【課題及び課題の発生原因】 デジタル時代において、ブロードバンドの普及、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴スタイルの変化や若者を中心とした「テレビ離れ」、放送における広告費の低下や人口減少の加速化など、放送を取り巻く環境が大きく変化している。このような状況の下でも、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することは引き続き重要な意義を有すると考えられるが、一方で衛星基幹放送の業務を行う者が、そのような機会を安定的・継続的に確保するための経営の選択肢が限定されていることが課題となっている。 課題の原因としては、マスメディア集中排除原則における使用可能トランスポンダ数の上限規制により、衛星基幹放送の業務を行う者が認定放送持株会社制度を十分に活用できず、財政基盤の強化及び安定化を行うことが困難であることが挙げられる。 具体的には、衛星放送に関するマスメディア集中排除原則により、一の基幹放送事業者が使用することができるトランスポンダの数が制限されており、認定放送持株会社が支配関係を有する者等の場合は、BS放送については超高精細度テレビジョン放送と超高精細度テレビジョン放送以外の衛星基幹放送のそれぞれで0.5以下、CS放送に使用するトランスポンダ数の合計を2以下とすることが規定されている。他方、既存の認定放送持株会社が衛星基幹放送の業務を行う者と支配関係を有する場合に、BS放送においてHD番組と4K番組を1番組ずつ放送しているため、現行の規制の下では、使用することのできるトランスポンダ数が上限に達しており、当該認定放送持株会社はBS放送事業者と新たに連携を行うことができない事例が見受けられる。 【規制の内容】 認定放送持株会社の支配関係者がBS放送に使用することができるトランスポンダ数の合計を超高精細度テレビジョン放送と超高精細度テレビジョン放送以外のそれぞれで0.5以下、CS放送に使用することができるトランスポンダ数の合計を2以下とする上限を緩和し、衛星基幹放送事業者のみで兼営・支配する場合と同様に、超高精細度テレビジョン放送と超高精細度テレビジョン放送以外の衛星基幹放送のそれぞれについて使用することができるトランスポンダ数を合計4までとする。		
規制の費用			
	(遵守費用)	今回の改正は、マスメディア集中排除原則の規制の一部を緩和することにより、基幹放送事業者の兼営・支配が可能となる場合が増えるものであるが、それに伴い、認定放送持株会社(12社)や基幹放送事業者(575社)において新たな手続や費用が発生するものではないため、新たな遵守費用は発生しない。 ※社数は令和4年度末時点。	
	(行政費用)	基幹放送事業者の認定に係る審査時のマスメディア集中排除原則への適合状況の確認は、現行の制度下においても実施しているものであり、今回の改正に伴い新たに作業が発生するものではないため、行政費用の増加は想定されない。	
規制の効果(便益)			
	(直接的効果(便益))	基幹放送事業者の経営の選択肢が増え、より中長期的な経営戦略を描くことができる環境が整う。	
	(副次的・波及的な影響)	本件改正により認定放送持株会社の支配関係者が衛星基幹放送に使用することができるようになるトランスポンダ数は、現行制度における衛星基幹放送事業者のみでの支配・兼営の場合と同一であり、仮に上限までトランスポンダを使用したとしても、他の衛星基幹放送事業者が使用できるトランスポンダがなくなることにはならないため、マスメディア集中排除原則の目的である放送の多様性に与える負の影響は軽微である。	

費用と効果（便益）の関係	本件改正により、同一のグループが放送することのできる衛星放送の番組数が増えることになるが、認定放送持株会社の支配関係者が衛星基幹放送に使用することができるようになるトランスポンダ数は、現行制度における衛星基幹放送事業者のみでの支配・兼営の場合と同一であり、仮に上限までトランスポンダを使用したとしても、他の衛星基幹放送事業者が使用できるトランスポンダがなくなることはないため、マスメディア集中排除原則の目的である放送の多元性等に与える負の影響は軽微である。
その他関連事項	本規制の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていない。なお、本件規制緩和は、総務省主催の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討結果を取りまとめた「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」において、マスメディア集中排除原則について緩和することが適当であるとされた内容を踏まえて実施するものである。 デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次） https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000269.html
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標（費用・効果等）】 ・ 認定放送持株会社の支配関係者である衛星基幹放送事業者の数 ・ 認定放送持株会社の支配関係者が放送するBS放送、CS放送それぞれの番組数
備考	